

# 野外集会

## 平和主義が危ない! 秘密保護法廃止!!



日時

**7月6日(日)** 15時00分~  
16時00分

会場

**扇町公園(雨天決行 荒天中止)**

主催 大阪弁護士会

集会終了後、市民平和パレード実行委員会主催によるデモ行進が予定されています。

(お問合せ先: TEL06-6316-7490)

# 野外集会 平和主義が危ない! 秘密保護法廃止!!

**多く**の市民や諸団体等の反対にもかかわらず、昨年12月6日に秘密保護法は強行採決されましたが、現在も反対の声は根強く、少なくとも127の地方議会で同法の廃止や凍結等を求める意見書が採択されています。

また、現在「集団的自衛権」について大きな問題となっておりますが、秘密保護法が施行されれば、海外で自衛隊などがどのような活動をしているかも秘密にされ、主権者である私たちがそれをチェックすることができなくなり、平和主義が根底から崩されることになりかねません。

そこで、大阪弁護士会としては、あらためて秘密保護法の廃止を広く世論に訴えると同時に、皆さんと一緒に、秘密保護法が恒久平和主義にどのような悪影響を及ぼすのかについても考えてみたいと思っています。

**秘密**保護法は今年の12月に施行されることになっていますが、第三者によるチェック体制は未だ明らかになっていません。

このままでは、自衛隊員が海外で殺害されるような事態が起きたとしても、そのことが秘密に指定されれば、私たちはその事実を知らされず、議論すらできません。

私たちが知るべき情報が違法に秘密に指定されたとしても、それをチェックすることはできないのです。

そして、別の自衛隊員が違法に秘密指定された事実を内部告発したとしても、その内部告発者は秘密を漏えいしたとして処罰されてしまいます。

現在においても、たちかぜいじめ自殺事件において、自衛隊内部のアンケート隠しを内部告発した自衛隊員は、最終的には処分されなかったものの、一時は懲戒処分が検討されていました。

秘密保護法では、内部告発者を保護する規定がないので、違法な秘密を正当に内部告発しても処罰されてしまいます。

このように、違法な秘密指定のチェック体制もなく、違法な秘密を内部告発した者を保護する規定もない秘密保護法は、やはり廃止されるべきです。

お問合せ先

TEL 06-6364-1227 (大阪弁護士会委員会部人権課)



野外集会  
平和主義が危ない! 秘密保護法廃止!!

【日時】2014年7月6日(日)15時00分～16時00分

【会場】扇町公園

〒530-0025

大阪市北区扇町1-2

【交通手段】

- 大阪市営地下鉄堺筋線 扇町駅 徒歩1分
- 大阪環状線 JR天満駅 徒歩5分